

● 年度途中で自動車の名義変更(移転・変更登録)したとき

その年度分は4月1日現在の所有者(A)に全額課税します。所有者(B)は翌年度分から課税になります。

(例) 排気量2,000ccの自家用乗用車を、令和2年10月12日に旧所有者(A)から新所有者(B)へ名義変更登録した場合

旧所有者(A) = 令和2年度分まで課税

新所有者(B) = 令和3年度分から課税

